

青森県農業農村整備設計単価管理要領の運用

平成 31 年 3 月 22 日改正

青森県農業農村整備設計単価管理要領第 7 に基づき、青森県農業農村整備設計単価管理要領の運用を下記のとおり定める。

記

1 特別資料により単価を決定する場合

(1) 基礎データ表に掲載されていない資材単価のうち、県土整備部設計単価表及び森林土木事業基本単価表等に掲載されており、品目や規格の一致する資材は、資材単価として採用できるものとする。

2 物価資料により単価を決定する場合

資材単価、市場単価及び土木工事標準単価については、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格を採用する。

ただし、採用した単価の端数処理については、「6 端数調整方法」によるものとする。

また、物価資料に掲載されている地区名の採用方法については、以下のとおりとする。

(1) 県内の各地域別単価が掲載されている場合

生コンクリートや砕石等、県内の各地区別単価が掲載されている場合は、当該工事の施工箇所に応じて適切な地区を使用するものとする。

(2) 都市、都道府県、地方または全国の単価が掲載されている場合

青森、東北、全国の順に採用するものとし、盛岡や仙台等の単価は採用しない。また、物価資料 2 誌に掲載されている場合は表 1 のとおり採用する。

物価資料の掲載地区		採用する単価
物価資料 1	物価資料 2	
全国	全国	1 と 2 の平均価格を採用。
東北	東北	1 と 2 の平均価格を採用。
青森	青森	1 と 2 の平均価格を採用。
全国	東北	2 の東北を採用。
全国	青森	2 の青森を採用。
東北	青森	2 の青森を採用。
東北	盛岡	1 の東北を採用。
盛岡	仙台	採用しない（見積等により決定）。

表 1 物価資料 2 誌に掲載されている資材単価の採用方法

3 国公表資料により単価を決定する場合

特別資料や物価資料に掲載されていない品目は、東北農政局等が公表している価格を採用してよいものとする。

4 臨時調査により単価を決定する場合

- (1) 特別資料や物価資料に掲載されていない資材、品目は掲載されているが規格が異なる資材、又は、市場に流通しているが受注生産（設計提示）している資材は、実取引価格調査を臨時に実施して単価を決定する。
- (2) 調査対象品目は、単品の価格が10万円を超え、かつ設計金額（単価×数量）が100万円を超えると予想されるものとする。
- (3) 臨時調査は原則として年2回（5月、11月）農村整備課が発注する。

回次	要望調査	価格調査	結果報告	適用期間
第1回	4月	5月	6月下旬（中間）	7～9月発注
		8月	9月下旬（最終）	10～12月発注
第2回	10月	11月	12月下旬（中間）	1～3月発注
		2月	3月下旬（最終）	4～6月発注

5 見積書により資材単価及び歩掛を決定する場合

(1) 資材単価について

- ① 見積依頼者名は発注者とし、依頼書には、依頼年月日、担当部署、担当者氏名及び連絡先を明記すること。
- ② 見積依頼先の選定は、5社以上を原則とする。ただし、当該品目の取扱業者が限定されている場合や特別な事情がある場合は、この限りではない。
- ③ 見積徴収業者は、製造メーカーもしくは、商社等とする。
- ④ 見積書の徴収にあたっては、製品名、形状寸法、品質、規格、数量、納入時期、荷渡し条件（現着単価等）、納入場所等の条件を提示して、実勢価格で見積りを依頼すること。
- ⑤ 5社以上の見積書は、最頻度価格を採用する。最頻度価格が存在しない場合は、異常値を排除した平均価格を採用する。
- ⑥ 何らかの事情（メーカー、商社等の数が限定されている場合や見積書の提出を辞退された場合等）により4社以下しか見積り徴収できない場合は、異常値（見積書の平均価格の±30%以上）を排除した平均価格を採用するものとする。
- ⑦ 1社のみ製造している特別な資材の場合は、その見積価格を資材単価として採用する。
- ⑧ 「基礎データ表」に品目があるが、使用しようとする規格がない場合は、基礎データ表に掲載されている品目と使用する規格品見積りを徴収し、次により単価を決定するものとする。

$$A = B / C \times D$$

A：使用規格品の資材単価

B：基礎データ表に掲載している材料品目規格の資材単価

C：基礎データ表に掲載している材料品目規格の最頻度価格または平均価格

D：使用規格品の見積りの最頻度価格または異常値を排除した平均値を採用する。

注 1) 最頻度価格とは5社以上の見積りで過半数以上の同一価格をいう。（『端数調整方法』で示す範囲内において同一価格と見なす。）

注 2) 異常値の棄却については、例-1～例-5を参考とする。

例-1 最頻度価格が存在する場合

- A社・・・90,000 円/t
- B社・・・56,000 円/t
- C社・・・55,000 円/t
- D社・・・55,000 円/t
- E社・・・55,000 円/t

価格帯	1	2	3	4	5	6	7
90,000 円/t	☆						
56,000 円/t	☆						
55,000 円/t	☆	☆	☆				

5社のうち過半数以上の3社が同一価格であるので、最頻度価格：55,000 円/t を採用する。

例-2 最頻度価格が存在せず、平均価格を採用する場合

①最頻度価格（見積件数が6社の場合、同一価格が4社以上）が存在しないため異常値の有無を確認する。

- A社・・・82,000 円/t
- B社・・・60,000 円/t
- C社・・・59,000 円/t
- D社・・・57,000 円/t
- E社・・・57,000 円/t
- F社・・・57,000 円/t

平均値 62,000 円/t・・・採用価格ではなく、異常値を算出するための平均値
許容範囲 62,000 円/t×(±30%)→43,400 円/t～80,600 円/t

→A社の見積り 82,000 円/t を異常値として排除する。

②異常値（A社）を除いた平均価格を算出する。

$(60,000+59,000+57,000+57,000+57,000) \div 5 = 58,000$ 円/t・・・採用価格

例-3 4社以下しか見積が徴収できない場合

例-2と同様に異常値を排除した後の平均価格を採用する。

例-4 3社以下しか見積が徴収できない場合

○直近上位・下位との価格差が30%未満の場合

- A社・・・59,000 円/t
- B社・・・57,000 円/t
- C社・・・55,000 円/t

上位との差 $(57,000 \times 30\%) + 57,000 = 74,100$ /t

下位との差 $57,000 - (57,000 \times 30\%) = 39,900$ /t

価格差が30%未満のため、A・B・C社の平均価格とする。

$(59,000 + 57,000 + 55,000) \div 3 = 57,000$ 円/t

○直近上位と価格差が 30%以上

A社・・・・・・・・・78,000 円/t → 異常値として削除

B社・・・・・・・・・57,000 円/t

C社・・・・・・・・・53,000 円/t

上位との差 (57,000×30%) + 57,000 = 74,100 円/t

価格差が 30%以上あるため、A社を異常値として削除。B・C社の平均価格とする。

(57,000 + 53,000) ÷ 2 = 55,000 円/t ← 採用価格

○直近下位と価格差が 30%以上

A社・・・・・・・・・57,000 円/t

B社・・・・・・・・・53,000 円/t

C社・・・・・・・・・33,000 円/t → 異常値として削除

下位との差 53,000 - (53,000×30%) = 37,100 円/t

価格差が 30%以上あるため、C社を異常値として削除。A・B社の平均価格とする。

(57,000 + 53,000) ÷ 2 = 55,000 円/t ← 採用価格

※直近上位・下位、両方との価格差が 30%以上ある場合は、残り 1 社だけの見積りを採用せず、見積り条件を確認して再度、見積りを徴収するものとする。

(2) 歩掛について

- ①仕様、適用（施工）時期、適用（施工）場所等の条件を提示し、見積依頼を行う。特に建設コンサルタント業務等に関する見積依頼では、具体的な業務内容及び詳細な業務量等の明示を行う。
- ②複数の項目（工種）が含まれる見積りを依頼する場合は、各項目（工種）の見積りであるのか、一連業務（工事）の見積りであるのかを明確にしておく。
- ③原則として 5 社以上から徴収すること。ただし、特殊工事等これにより難しい場合は、徴収可能な社数とする。
- ④決定方法は、総価による異常値（見積りの平均価格に対して 30%以上の差異のあるもの）を排除した価格の平均直下の社の見積り（歩掛）を採用する。
総価とは、各項目（工種）の見積りを依頼した場合は、各項目（工種）の単位あたりの価格を指し（例 1：A社 429,220 円、B社：415,650 円、C社 370,950 円）、一連業務（工事）の見積りを依頼した場合は、一連業務（工事）の一式価格を指す。（A社 940,000 円、B社：910,000 円、C社 810,000 円）
- ⑤見積りを 1 社しか徴収できない場合は、その歩掛を採用する。

例-1) 項目当たり

〇〇工 詳細設計 1km (単位当たり)					総価	
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	計	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200		
A社	0.4	3.0	6.0	4.0		
	18,120	116,700	189,600	104,800	429,220	
B社	0.5	2.0	5.0	6.0		
	22,650	77,800	158,000	157,200	415,650	
C社	0.5	2.0	4.0	5.5		
	22,650	77,800	126,400	144,100	370,950	

例-2) 一連業務当たり

〇〇工 詳細設計業務 1式							総価	
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	0.4	3.0	6.0	4.0				
	18,120	116,700	189,600	104,800	231,779	284,229	940,000	
B社	0.5	2.0	5.0	6.0				
	22,650	77,800	158,000	157,200	224,451	275,243	910,000	
C社	0.5	2.0	4.0	5.5				
	22,650	77,800	126,400	144,100	200,213	245,643	810,000	

例-3) 5社の場合

〇〇工 詳細設計業務		※人件費は、県の労務単価（技術者）に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	0.4	3.0	6.0	5.0				
	18,120	116,700	189,600	131,000	245,927	301,579	1,000,000	
B社	0.6	2.5	4.0	6.0				
	27,180	97,250	126,400	157,200	220,336	270,197	890,000	
C社	0.5	2.0	5.0	6.0				
	22,650	77,800	158,000	157,200	224,451	275,243	910,000	◎採用
D社	0.5	2.5	5.0	7.5				
	22,650	97,250	158,000	196,500	256,716	314,148	1,040,000	
E社	0.5	1.5	3.0	4.0				
	22,650	58,350	94,800	104,800	151,524	185,813	610,000	異常値

- 1) 見積書の平均 = 890,000 ・ ・ 異常値を算定するための平均
- 2) 異常値の判定 = 623,000 (-30%) ~ 1,157,000 (+30%)
- 3) 異常値を除いた平均 = 960,000
- 4) 平均直下の社の見積を採用 → C社

例-4) 3社の場合（異常値なし）

〇〇工 詳細設計業務		※人件費は、県の労務単価（技術者）に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	0.4	3.0	6.0	4.0				
	18,120	116,700	189,600	104,800	231,779	284,229	940,000	
B社	0.5	2.0	5.0	6.0				
	22,650	77,800	158,000	157,200	224,451	275,243	910,000	
C社	0.5	2.0	4.0	5.5				
	22,650	77,800	126,400	144,100	200,213	245,643	810,000	◎採用

- 1) 見積書の平均 = 886,667 ・ ・ 異常値を算定するための平均
- 2) 異常値の判定 = 620,666 (-30%) ~ 1,152,666 (+30%)
- 3) 異常値 → なし
- 4) 平均直下の社の見積を採用 → C社

例-5) 3社の場合 (異常値1社)

〇〇工 詳細設計業務		※人件費は、県の労務単価 (技術者) に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	1.0	3.0	5.0	6.0				
	45,300	116,700	158,000	157,200	257,688	316,002	1,050,000	
B社	1.0	2.0	5.0	6.0				
	45,300	77,800	158,000	157,200	236,682	290,242	960,000	◎採用
C社	0.5	1.5	2.0	4.0				
	22,650	58,350	63,200	104,800	134,460	164,888	540,000	異常値

- 1) 見積書の平均 = 850,000 ・ ・ 異常値を算定するための平均
- 2) 異常値の判定 = 595,000 (-30%) ~ 1,105,000 (+30%)
- 3) 異常値を除いた平均 = 1,005,000
- 4) 平均直下の社の見積を採用 → B社

例-6) 3社の場合 (異常値2社)

〇〇工 詳細設計業務		※人件費は、県の労務単価 (技術者) に置き換えて再構築						
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	その他原価	一般管理費等	業務価格	適要
	45,300	38,900	31,600	26,200				
A社	1.0	3.0	5.0	8.0				
	45,300	116,700	158,000	209,600	285,984	350,701	1,160,000	異常値
B社	1.0	2.0	5.0	6.0				
	45,300	77,800	158,000	157,200	236,682	290,242	960,000	◎採用
C社	0.5	1.5	2.0	4.0				
	22,650	58,350	63,200	104,800	134,460	164,888	540,000	異常値

- 1) 見積書の平均 = 886,667 ・ ・ 異常値を算定するための平均
- 2) 異常値の判定 = 620,666 (-30%) ~ 1,152,666 (+30%)
- 3) 異常値を除いた平均 = 960,000 (= B社)

6 端数調整方法

- ①生コン・・・・・・・・・・・・・・50 円単位 (m³ 当たり)
 - 00 ～ 49 円 → 00 円
 - 50 ～ 99 円 → 50 円
- ②アス合材・・・・・・・・・・・・・・50 円単位 (t・m³ 当たり)
 - 00 ～ 49 円 → 00 円
 - 50 ～ 99 円 → 50 円
- ③鋼材・棒鋼・・・・・・・・・・・・・・500 円単位 (t 当たり)
 - 000 ～499 円 → 000 円
 - 500 ～999 円 ← 500 円
- ④その他一般資材・・・・・・・・・・・・価格の絶対値により切捨
 - 価格 < 1,000 → 円単位
 - 1,000 ≤ 価格 < 10,000 → 10 円単位
 - 10,000 ≤ 価格 100 円単位

附 則

- 1 この運用は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前要領「農業農村整備土木資材単価管理要領の運用」は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。